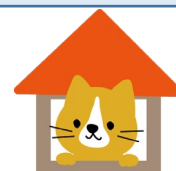


## 市川市地域猫譲渡費助成金交付申請（制度2）

地域猫を譲渡するまでの管理に要した費用（餌代や医療費）として、  
地域猫活動登録団体が管理している地域猫の譲渡が成立した際に助成します。



### （1）募集期間及び頭数

期間：令和2年4月15日（水）～ 令和3年3月31日（水）の市役所開庁日

※ 受付は先着順で、予算枠に達した時点で終了。

頭数：30頭

※ 1団体あたり、申請頭数は2頭まで。ただし、申請状況に応じて上限頭数を変更する可能性があります。

### （2）対象となる猫

- ・市川市地域猫活動団体登録を受けている団体が管理する地域猫。
- ・令和2年4月1日（水）～ 令和3年3月31日（水）に、新たな飼い主（里親）に譲渡されて、譲渡に係る誓約書が取り交わされた猫。
- ※ 里親は、市川市民のほか市外在住の方も対象となります。

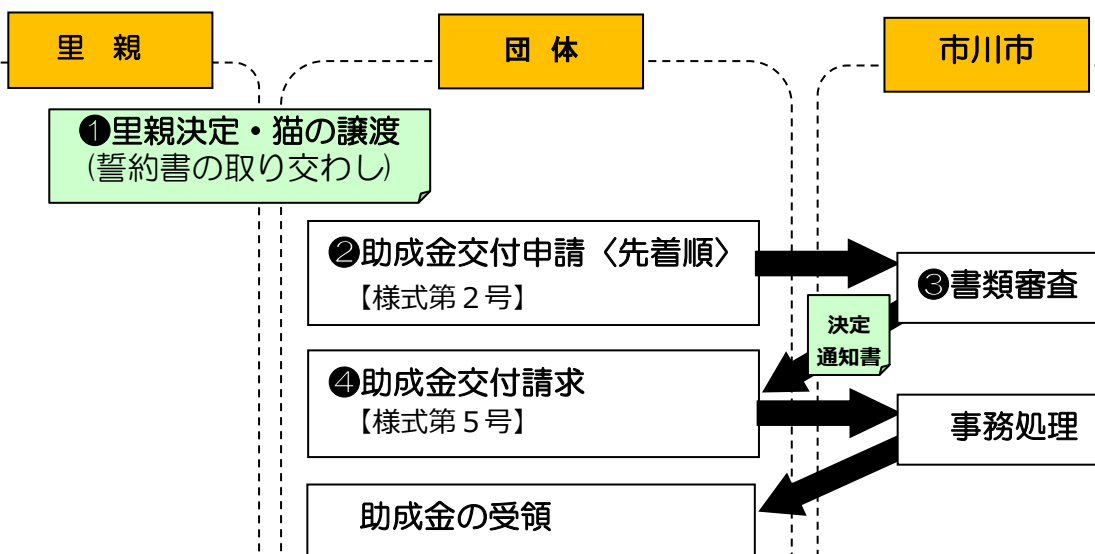
### （3）申請者

- ・市川市地域猫活動団体登録を受けている団体の代表者。
- ※ 団体登録の前に行った譲渡は、助成金の交付対象外となります。

### （4）助成金額

猫1頭につき、一律3,000円。

### 《市川市地域猫譲渡費助成金交付申請（制度2）の流れ》



※①～④の詳細は裏面参照、使用する様式は【 】に記載

## ① 里親決定・猫の譲渡

- ・地域猫活動団体が管理している地域猫の譲渡が助成の対象となります。
- ・譲渡の際、猫の譲渡人（地域猫活動団体）と譲受人（里親）間で猫の譲渡に係る誓約書を取り交わしてください。なお、誓約書の様式指定はありませんが、申請に必要な記載事項がありますので、別紙「誓約書」の作成例をご参照ください。

## ② 助成金交付申請

- ・猫の譲渡成立後、下記の書類（別紙記入例を参照）を、生活環境保全課に提出\*してください。

### ① 「市川市地域猫譲渡費助成金交付申請書（様式第2号）」

### ② 地域猫の譲渡に係る誓約書の写し

- \* 生活環境保全課へ郵送、行徳支所総務課及び大柏出張所への提出も可能。
- \* 書類内容に不備がある場合は、受理できません。また電話による申請はできません。

### 《 注 意 》

郵送、行徳支所総務課及び大柏出張所への提出の場合は、生活環境保全課への到達日を受付日とします。書類提出後、生活環境保全課への到達には数日かかりますので、ご注意ください。

なお、郵便の未到達など事故が生じた場合について市は一切の責任を負いません。

## ③ 書類審査

- ・交付申請書を書類審査し、助成金交付の可否決定を行います。申請者には、「市川市地域猫不妊等手術費等助成金交付可否決定通知書（様式第4号）」にて、審査結果をお知らせします。

- ※ 書類提出の到着順で交付決定をします。予算の残額が無くなり次第終了となります。予算の残額については、市ホームページ等で最新状況をご確認ください。

## ④ 助成金交付請求

- ・交付決定を受けた団体の代表者は、「市川市地域猫不妊等手術費等助成金交付請求書（様式第5号）」を提出してください（請求書の提出がない場合は、助成金の振込みが出来ません）。

- ※ 不備等がなければ、書類の提出後、約1か月以内に口座に助成金を振込みます。

### 市川市 生活環境保全課

〒272-0033 市川市市川南2丁目9番12号 市川南仮設庁舎2階

電話： 047-712-6309（直通）

<市 Web サイト>

「市川市ホーム>くらし>相談>ペット・動物>市川市飼い主のいない猫の適正な管理に係る助成制度について」

URL : <http://www.city.ichikawa.lg.jp/pub03/1111000071.html>

## ② 地域猫譲渡費助成金交付申請書 記入例

※申請書類は、市Webページからダウンロードできます

様式第2号（第7条関係）

市川市地域猫譲渡費助成金交付申請書

申請日を記載する。

令和2年 4月 15日

市川市長

登録団体名・団体代表者の名前等を記載し、朱肉を使う印鑑で押印する。

郵便番号 272-0033  
住所 市川市市川南2丁目9番12号  
申請者 団体名 いちかわ地域猫クラブ  
代表者名 市川 太郎 印  
電話番号 047-712-6309

市川市地域猫譲渡費助成金の交付を受けたいので、市川市飼い主のいない猫の適正な管理に係る助成に  
里親に譲渡した地域猫の情報  
を記載する。

記

備考欄に里親に譲渡した地域猫の管理番号を記載する。

### 1 対象となる猫

| 性別 | 種類 | 毛色   | 年齢・特徴等 | 備考 |
|----|----|------|--------|----|
| メス | 雑種 | キジトラ | 1歳くらい  | 11 |

### 2 交付申請額

3,000円

### 3 添付書類

- 登録団体と里親との間で地域猫の譲渡がなされたことを証する書類の写し
- その他市長が必要と認める書類

交付申請額（一律3,000円）を記載する。

## ②地域猫不妊等手術費等助成金交付請求書（登録団体） 記入例

※申請書類は、市Webページからダウンロードできます

様式第5号（第10条関係）

市川市地域猫不妊等手術費等助成金交付請求書

請求日を記載する。  
交付申請と同時に提出する場合は空欄にする。

令和2年 4月 25日

市川市長

登録団体名・団体代表者の名前等を記載し、朱肉を使う印鑑で押印する。

郵便番号 272-0033  
住所 市川市市川南2丁目9番12号  
申請者 団体名 いちかわ地域猫クラブ  
代表者名 市川 太郎 印  
電話番号 047-712-6309

令和2年 4月20日付けで交付決定を受けた市川市地域猫不妊等手術費等助成金について、下記のとおり交付請求をします。

市川市からの交付決定通知日を記載する。  
交付申請と同時に提出する場合は空欄にする。

記

交付請求額を記載する。

1 助成金交付請求金額

3,000円

2 振込口座番号

| 銀行等 | 金融機関名   | 支店名   | 種別          | 口座番号  |
|-----|---------|-------|-------------|-------|
|     |         |       | 支店          | 普通・当座 |
| 銀行等 | 金融機関コード | 支店コード | 口座名義人（カタカナ） |       |
|     |         |       |             |       |

助成金の振込先の口座情報を記載する。

| ゆうちょ銀行      | 記号（5桁） |  |  |  |  | 番号（最高8桁） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-------------|--------|--|--|--|--|----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|             |        |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義人（カタカナ） |        |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|             |        |  |  |  |  |          |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

3 対象となる猫

| 性別 | 種類 | 毛色   | 年齢・特徴等 | 備考 |
|----|----|------|--------|----|
| メス | 雑種 | キジトラ | 1歳くらい  | 11 |

助成金の申請に係る地域猫の情報を記載する。

備考欄に地域猫の管理番号を記載する。

### 【注意事項】

- 金額の記入不備がある場合、訂正印修正は認められないため、書類の書き直しが必要です。

猫の性別や毛色などの特徴、地域猫の管理番号が記載されている。

# 誓約書

作成例

私、譲受人（ ）は、譲渡人（ ）より、猫の譲渡を受けましたので、下記の事項を遵守致します。

|          |  |
|----------|--|
| 猫の種類     | 雑種   |
| 性別       | メス   |
| 毛色       | きじとら   |
| 不妊手術の実施  | 有  |
| ワクチン接種歴等 | 3種混合ワクチン（令和2年4月1日接種）、<br>エイズ・白血病検査（令和2年4月1日実施） |
| 譲渡に関わる費用 | *, ***円  |
| 備考       | 団体の地域猫 管理番号11番                                 |

本誓約書の個人情報は責任を持って管理し、当譲渡以外に利用しません。

**1 上記動物の習性を理解し、関係法令を遵守しながら適正に飼養します。**

- 屋内飼育に努め、脱走防止の措置を行います。
- 不妊手術未実施の場合、生後6か月頃を目安として譲受人の費用負担で不妊手術を施します。
- 引渡し後、譲受人はワクチン接種、ノミダニ予防、健康診断と定期的な医療ケアをします。  
なお、引渡し前に実施した不妊手術の費用や医療費等の精算額は、引渡し前に譲受人・譲渡人双方の話し合いで決めます。
- やむを得ず飼養困難になった場合には、新たな飼養者を探すと共に譲渡人に連絡します。
- 譲渡を受けてから1ヶ月後と6ヶ月後に写真及び飼養状況を報告します。また、譲受人・譲渡人双方とも住所、連絡先が変更された場合は、連絡します。

以上、誓約の証として、本書2通を作成し、譲受人・譲渡人それぞれ各1通を大切に保管致します。

年 月 日

猫の譲渡成立日（誓約書の取交し日）が記載されている

猫の譲渡人（地域猫活動団体）と譲受人（里親）の住所・氏名・連絡先が記載されている。朱肉を使う印鑑の押印がある。

譲渡人 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
連絡先 \_\_\_\_\_

譲受人 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
連絡先 \_\_\_\_\_

【市の制度申請に必要な記載事項】

- ① 猫の種類、性別、毛色
- ② ワクチンの接種歴等
- ③ 地域猫活動団体の地域猫 管理番号
- ④ 里親が適正に飼養することを誓約する文言
- ⑤ 譲渡成立日（誓約書の取交し日）
- ⑥ 譲渡人と譲渡人の住所・氏名・連絡先、押印